

【知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について（平成 19 年 6 月 15 日財関第 802 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について</p> <p>第 1 章 輸入差止申立てにおける専門委員意見照会の取扱い</p> <p>1～3 （省略）</p> <p>4 専門委員への意見照会</p> <p>(1)～(3)（省略）</p> <p>(4) 専門委員による追加資料等の求め</p> <p>専門委員は、意見聴取の場に先立ち、例えば次のことを目的として、当事者に対し書面により釈明を求め、又は追加資料の提出を促すことが必要である場合には、その旨を総括知的財産調査官に申し入れることができるものとする。総括知的財産調査官は、当該申し入れに基づき、<u>申立先税関の本関知的財産調査官を通じて、当事者に対し書面による釈明又は追加資料の提出を求めるものとし、このとき、複写による資料の正確な再現が困難である等やむを得ないと認められる場合は、当事者に対して、提出資料の副本の提出を求めることができるものとする。申立先税関の本関知的財産調査官は、提出された追加資料等を総括知的財産調査官に送付し、専門委員の求める釈明又は追加資料に当たることの確認を受けた後、速やかに専門委員及び他の当事者に送付するものとする。</u></p> <p>イ～ホ（省略）</p> <p>5～14（省略）</p> <p>第 2 章 認定手続における専門委員意見照会の取扱い</p> <p>1～6 （省略）</p> <p>7 意見聴取の場</p> <p>総括知的財産調査官は、以下の手順により意見聴取の場を進行するものとする。また、総括知的財産調査官は、意見陳述の場の円滑な進行の観点から、当事者の意見陳述又は反論について簡潔化を促し、又は必要があると認められるときは、中断を求めることができるものとする。なお、意見陳述の場において、当該認定と無関係かつ専門委員に予断を与える恐れのある意見陳述又は反論が行われた場合には、当該意見陳述又は反論を除外して<u>意見を述べるよう、当該意見が述べられる前に、</u>専門委員に対して注意喚起するよう努めることとする。</p> <p>(1)～(10)（省略）</p> <p>8～12 （省略）</p>	<p>知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について</p> <p>第 1 章 輸入差止申立てにおける専門委員意見照会の取扱い</p> <p>1～3 （同左）</p> <p>4 専門委員への意見照会</p> <p>(1)～(3)（同左）</p> <p>(4) 専門委員による追加資料等の求め</p> <p>専門委員は、意見聴取の場に先立ち、例えば次のことを目的として、当事者に対し書面により釈明を求め、又は追加資料の提出を促すことが必要である場合には、その旨を総括知的財産調査官に申し入れることができるものとする。総括知的財産調査官は、当該申し入れに基づき、申立税関の本関知的財産調査官を通じて、当事者に対し書面による釈明又は追加資料の提出を求めるものとし、このとき、複写による資料の正確な再現が困難である等やむを得ないと認められる場合は、当事者に対して、提出資料の副本の提出を求めることができるものとする。</p> <p>イ～ホ（同左）</p> <p>5～14（同左）</p> <p>第 2 章 認定手続における専門委員意見照会の取扱い</p> <p>1～6 （同左）</p> <p>7 意見聴取の場</p> <p>総括知的財産調査官は、以下の手順により意見聴取の場を進行するものとする。また、総括知的財産調査官は、意見陳述の場の円滑な進行の観点から、当事者の意見陳述又は反論について簡潔化を促し、又は必要があると認められるときは、中断を求めることができるものとする。なお、意見陳述の場において、当該認定と無関係かつ専門委員に予断を与える恐れのある意見陳述又は反論が行われた場合には、当該意見陳述又は反論を除外して<u>専門委員意見書を作成するよう、意見聴取の場又は後日であって専門委員意見書作成前に、</u>専門委員に対して注意喚起するよう努めることとする。</p> <p>(1)～(10)（同左）</p> <p>8～12 （同左）</p>